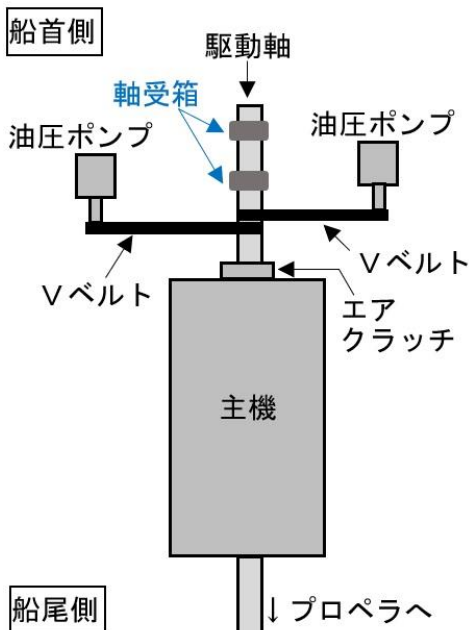
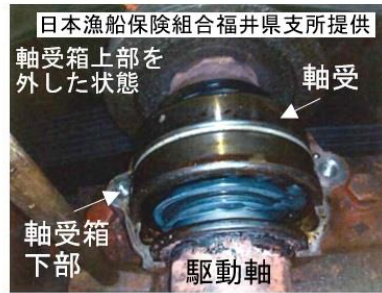


船舶インシデント調査報告書

令和7年5月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和6年9月6日 02時00分ごろ
発生場所	福井県坂井市雄島北西方沖 雄島灯台から真方位301° 9.5海里付近 （概位 北緯36° 20.0′ 東経135° 57.0′）
インシデントの概要	漁船第十八 ^{みどり} 緑丸は、航行中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年11月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第十八緑丸、14トン FK2-2028（漁船登録番号）、個人所有 第251-16184号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力691kW、回転数毎分1,696、6気筒、ボア168mm、使用燃料A重油、機関製造年月不詳、昭和54年9月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 機関長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長ほか4人が乗り組み、底びき網漁の操業中、乗組員が機関室から白煙が出ているのを認めた。 機関長は、機関室に入って主機の船首方から白煙が出ているのを認め、主機の回転数を下げたところ白煙が収まったものの、白煙の発生源が不明であったので、その旨船長に報告した。報告を受けた船長は、操業を終えて帰航を開始した。 本船は、帰航を開始して約30分経過した頃、機関長が、再び機関室から白煙が出ているのを認め、主機を停止して点検中、白煙が収まったので主機を始動しようとしたが始動せず、運航不能となった。 船長は、自力航行を断念し、僚船に救助を依頼した。 本船は、来援した僚船にえい航されて出航した港に戻った。 機関整備会社は、本船のえい航後に主機を点検したところ、主機の船首側の駆動軸を上下から挟んで支持する二つの軸受箱の上部が二つとも前後逆に取り付けられていて、軸受箱と軸受の間に生じた隙間からグリスが漏れ、軸受が焼き付いて破損し、駆動軸の軸心が下がって

	主機が作動しなくなっていたことが判明した。(図1、写真1、写真2参照) 船首側  船尾側 日本漁船保険組合福井県支所提供  写真1 軸受箱下部 日本漁船保険組合福井県支所提供  写真2 軸受箱上部 図1 軸受箱の位置 機関長は、漁期開始前の令和6年8月下旬、機関整備時に二つの軸受箱を開放してグリスを注入後、軸受箱の上部を二つとも前後逆に取り付けていた。 機関長は、機関員としての経験が約45年あり、軸受箱を開放してグリスを注入した経験が豊富であったが、本船の軸受箱はこれまで開放した経験がない型で、上部は前後の向きの見分けが付きにくい形状であり、取り付けた際も引っ掛かりなど違和感がなかったため、前後逆に取り付けたことに気付かなかった。
分析	本船は、機関長が、機関整備時に二つの軸受箱の上部を前後逆に取り付けたことから、航行中、二つの軸受箱と軸受の間に生じた隙間からグリスが漏れ、軸受が焼き付いて破損し、駆動軸の軸心が下がって主機の始動ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。 機関長は、軸受箱の上部が前後の向きの見分けが付きにくい形状であり、取り付けた際も引っ掛かりなど違和感がなかったことから、前後逆に取り付けたことに気付かなかったものと考えられる。
原因	本インシデントは、機関長が、前後の向きの見分けが付きにくい形状である二つの軸受箱の上部を機関整備時に前後逆に取り付けたため、本船が航行中、二つの軸受箱と軸受の間に生じた隙間からグリスが漏れ、軸受が焼き付いて破損し、駆動軸の軸心が下がって主機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	・ 機関の整備を行う機関担当の乗組員は、グリス注入作業等の目的で軸受箱を開放する場合、作業終了後に軸受箱の上部を前後逆に取り付けることのないよう、開放前に軸受箱の上部と下部に合いマークを付けておくこと。
--	---